## ○厚生労働省令第五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和五年政令第八号)の施行に伴い、並びに労働安全衛生

法 (昭和四十七年法律第五十七号)第六十六条第二項並びに第六十七条第一項及び第四項の規定に基づき、

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

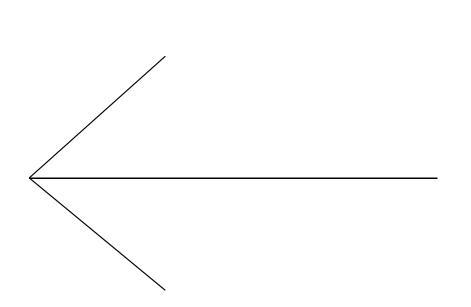
労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次の表のように改正する。

2					第	
3 (略)	務 第十五号の業	務 十四号の業	(略)	業務	者その他厚生の健康管理手	
		業 条 ————		323	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、	
	当該業務に二年以上従事	(略)		要	大臣が定める要件に (本)、その従事した (本)、その従事した (本)、その従事した (本)、その従事した	改正後
	従事した経験を有するこ			件	該当する者とする。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
2		務第令			第者又に当五へ	
3	(新 設)	十第四二	(略)	業	そは掲す十健 の離げる三康 他職る者条管	
(略)		号 十 の 美 条		務	厚後の業の、法に、法に、法に、ののでは、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、法に、	
		(略)		要	働大臣が定める要件、それぞれ、同表の従事し、その従事し、その従事し、そので事しのののですの目のでは事しので付いのので付)	改 正 前
				件	に該当する者とする。下欄に掲げる要件に該当するた業務に応じて、離職の際に以降において、次の表の上欄以降において、次の表の上欄以	

(傍線部分は改正部分)



### 様式第7号(第53条関係)

### 健康管理手帳交付申請書

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、のロロメチル)エーテル、ベリリウム、ヘル、石綿、1・2一ジクロロプロパン、一ジクロロー4・4'一ジアミノジフェ	ミンゾトリッ オルトート	クロリド、	塩化ビニ
(ふりがな) 氏 名		性	別男	· 女
生 年 月 日	(明治・大正・昭和・平成・令和)	年	月	日生
住 所	郵便番号 都道 府県	電話	(	)

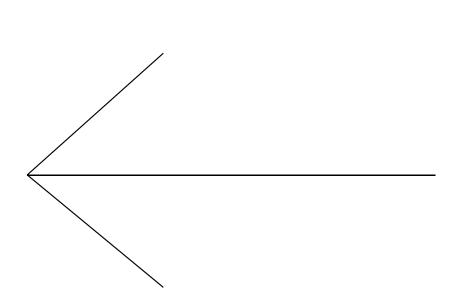
労働安全衛生法第67条の規定により、健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者

労働局長 殿

備考 労働安全衛生規則第53条第3項の書類を添付すること。



(表紙)

番号 号

### 健康管理手帳

(3・3' ―ジクロロ―4・4' ―ジアミノジフェニルメタン)

氏 名

厚 生 労 働 省

(ふりz 氏	がな) 名			性別	男・女
生 年	月日	(明治・大正・昭和・平成・令和) 年	月	日	
住	所	都 道 府 県			
(備考)					

労働安全衛生法第67条第1項の健康管理手帳を交付します。

年 月 日

労働局長印

職 歴 (労働安全衛生法施行令第23条第15号の業務に係るものに)限る。

従	事	期	間	事所	業	場 の 在	名	称地	従	事	l	た	業	務
自	年	月	日											
至	年	月	日											
自	年	月	日											
至	年	月	日											
自	年	月	日											
至	年	月	日											
自	年	月	日											
至	年	月	日											
自	年	月	日											
至	年	月	日											
自	年	月	日											
至	年	月	日											

離職前の3・3'一ジクロロー4・4'一ジアミノジフェニルメタンに係る 疾病の既往歴及び治療歴

		既往歴及び治療歴
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	

### 離職前直近の健康診断の結果

年 月 日

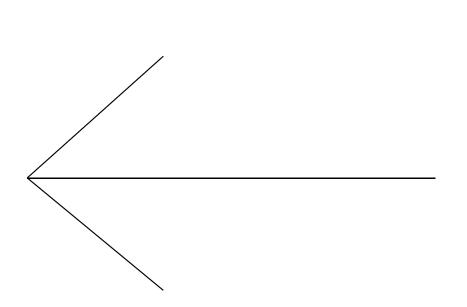
			年 月 日
自覚症状及び他 覚 症 状	なし、上腹部の異 常感、倦怠感、せ き、たん、胸痛、 血尿、頻尿、排尿 痛、その他()	膀胱鏡検査	
尿中の潜血検査		腹部の超音波に よる検査、尿路 造影検査等の画 像検査	
<ul><li>尿中の3・3'ージクロロー4・4'ージアミノジフェニルメタンの量の測定</li><li>尿沈渣検鏡の検査</li></ul>		胸部エックス線 検査	直接 間接 年 月 日
尿沈渣のパパニ コラ法による細 胞診の検査		特殊なエックス 線撮影による検 査	
肝機能檢查		喀痰の細胞診	
腎機能検査		気管支鏡検査	

### (5頁以降の頁(最後の頁を除く。))

	年月日 項目	年 月 日	年 月 日
	既 往 歴	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他()	なし、血尿、頻尿、排尿痛、その他(
	自覚症状及び他覚症状	なし、血尿、頻尿、排 尿痛、その他( )	
健	尿中の潜血検査		
康	尿沈渣検鏡の検査		
診断	尿沈渣のパパニコラ法 による細胞診の検査		
	判定	異常あり、なし再検要、不要追加健診要、不要	異常あり、なし再検要、不要追加健診要、不要
	医療機関名及び医師名		
	年月日 項目	年 月 日	年 月 日
追	膀胱鏡検査		
加健	腹部の超音波による検 査、尿路造影検査等の 画像検査		
康診断	判定	異常あり、なし再検要、不要療養要、不要	異常あり、なし再検要、不要療養要、不要
	医療機関名及び医師名		

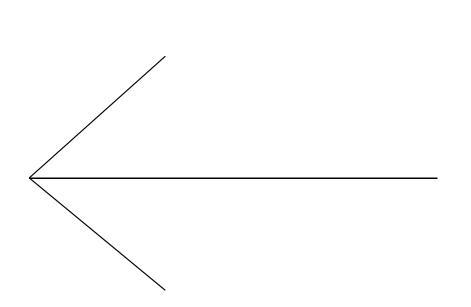
### 注 意 事 項

- 1 労働安全衛生規則第55条に規定する健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらつて下さい。
- 2 次の場合には、あなたの住所を管轄する都道府県労働局長にこの手帳 を添えて(ロの場合を除く。)その旨を届け出て必要な訂正又は再交付を 受けて下さい。
  - イ 氏名又は住所を変更したとき
  - ロ この手帳を失つたとき
  - ハ この手帳を損傷したとき
- 3 この手帳は他人に譲つたり、貸したりしてはいけません。



# **様式第9号**(第57条関係)(13)

健康管理手帳による健康診断実施報告書(3	3・3'一ジクロロー4・4'一ジアミノジフェニルメタン)
健康管理手帳番号号号	尿沈澄検鏡の検査
氏名及び住所	
生年月日 年 月 日生(満 才) 男・女	展対済のパパニコラ決による細胞診のAAT
あり、なし 関、不関	
追加健診 要、不要	(ぼうこう) 勝脱鏡検査
	腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査
既往歴 なし 血尿、頻尿、排尿痛、	
その街()	年 月 日
自覚症状及び他覚症状なし	
血尿、頻尿、排尿痛、	医療機関名
<b>その街()</b>	所 在 地
尿中の潜血検査	労働局長 殿



### 様式第10号(第58条、第59条関係)

## 健康管理手帳 書 替 申請書

手帳の種類	で ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素 ビス (クロロメチル) エーテル、ベリリリ クロリド、塩化ビニル、石綿、1・2一ジ オルトートルイジン、3・3'一ジクロ アミノジフェニルメタン	ウム、 クロ	べン ロプ	ノゾトリロパン、
(ふりがな)			1	
氏 名		性	別	男・女
生 年 月 日	(明治・大正・昭和・平成・令和)	年	月	日生
住所	<u>郵便番号</u> 都道 府県 電話 (	)		
書替え又は再交付申請の理由				

労働安全衛生規則 第58条 第59条 の規定により、上記のとおり 書 替 再交付 を申請します。

年 月 日

氏名 申請者 住所

### 労働局長 殿

### 備考

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 書替え申請のときは、旧健康管理手帳及び記載事項の異同を証する書類 を、損傷による再交付の申請のときは、旧健康管理手帳を添付すること。

る。

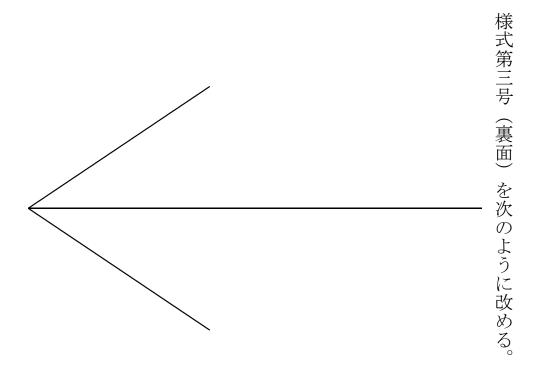
第二条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)の一部を次の表のように改正す

(傍線部分は改正部分)

			H-1	H.I.
	(略)	業	別表第三(英	別 表 条 第 三 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十 十
製剤 その他のの他のの他のの他のの他のの他のの他のの他の		務	(第三十九条関係)	三十七 三十七 三十七 三十七 三十七 三十七 一 三十七 一 三 一 三 一 三 一 ジ ク 口 四 の 他 の の 他 の の の の の の の の の の の の の
六月		期間		タ ° 四   関条二   <sup>Q</sup>   ンた・ 係 、
- ・二 (略) 三 三・三―ジクロロ―四 三 三・三―ジクロロ―四 ・四―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の 異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿 にん、胸痛、血尿、頻尿 にん 自覚症状の既往歴の有 は自覚症状の既往歴の有		項目		正 後 第三十六条、第十二条の二、第二十四 第三十六条、第三十八条の三、第 第三十六条、第三十八条の三、第 がし、三・三―ジクロロ―四・四 でし、三・三―ジクロロ―四・四 がし、三・三―ジクロロ―四・四
			別 ま	
$\left(egin{array}{c} \Xi \\ \Xi \end{array} ight)$	(略)	業	表第三	九下 含九〜十〜第一ののジ 有一十八第一
製えーのンフーロ三			第三十	二 二 二 二 二 二 二 二
そ 含 こ ニ ニージ ク		務	-九条関係)	エのク略 二 第 第
	Í			
六 月		期間		()     メ物   条七の   改
六月一・二 (略)三三・三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフエニーがよる上腹部の大人、胸痛、血尿、頻尿たん、胸痛、血尿、頻尿は自覚症状の既往歴の有は自覚症状の既往歴の有		期間 項 目		()     ()

			別		
$\left( \begin{array}{c} -1 \\ +1 \\ -1 \end{array} \right)$	(略)		別表第四	(略)	
三・三―ジクロロ― フェニルメタン (こ		業務	(第三十九条関係)		務 は取り扱う 投う 業
(こ) 二 (略)		項目			四・五 (略)  合は、尿中の三・三―ジ  合は、尿中の三・三―ジ  クロロ―四・四―ジアミ ノジフェニルメタンの量 の測定、尿沈渣のパパニコラ 法による細胞診の検査、 肝機能検査又は腎機能検 で、尿・流流のパパニコラ 法による細胞診の検査、 おによる細胞診の検査、 に対して行う健康診断に おけるものに限る。)
			另(		
(	(略)		別表第四	略)	
三・三―ジクロロ― フエニルメタン(こ		業務	(第三十九条関係)		務 は 取 り 扱 う 業 し 、 又 し 、 又
(こ)   ロー   一・二 (略)		項目			四・五 (略)  一四・五 (略)  一四・五 (略)  一四・五 (略)  一四・四・四・三・三―ジ  クロロ―四・四―ジアミ  がフエニルメタンの最高に対して行う健康診断に対して行う健康診断にに対して行う健康診断にに対して行う健康診断には対して行う健康診断に対して行うは対している。
		П			と認める場では、当該の検査、   1

出来第五(第三十九条関係) 一〜六の三 (略) でものを除く。 でものを除く。 でものを除く。 でものを除く。 でものを除く。 でものを除く。 でものを除く。 でものというでは、三・三―ジクロロ―四・四―のものを除く。 でものというでは、三・三―ジクロロ―四・四―のものを除く。 でものというでは、三・三―ジクロロ―四・四―のものを除く。	(略) れをその重量の一パ れをその重量の一パ で
別表第五(第三十九条関係) 七の二~十六 (略) 一~六の三 (略) 七の二~十六 (略) 七の二~十六 (略) 七の二~十六 (略)	(略) れをその重量の一パ 相を含む。)を製造 し、又は取り扱う業 務



### 様式第3号(第41条関係)(裏面)

### 備考

- 1  $\Box\Box\Box$ で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的文字読取装置(O C R)で直接読み 取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないこと。 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみ出さ ないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- 4 「対象年」の欄は、報告対象とした健康診断の実施年を記入すること。
- 5 1年を通し順次健診を実施して、一定期間をまとめて報告する場合は、「対象年」の欄の ( 月~ 月分) にその 期間を記入すること。また、この場合の健診年月日は報告日に最も近い健診年月日を記入すること。
- 6 「対象年」の欄の(報告 回目)は、当該年の何回目の報告かを記入すること。

クロム酸及びその塩 (これらの物をその重量の1%を超えて

クロロメチルメチルエーテル (これをその重量の1%を超え

て含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う

237

含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業

211

212

業務

- 7 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 8 「健康診断実施機関の名称及び所在地」の欄は、健康診断を実施した機関が2以上あるときは、その各々につ いて記入すること。
- 9 「在籍労働者数」、「従事労働者数」及び「受診労働者数」の欄は、健診年月日現在の人数を記入すること。な お、この場合、「在籍労働者数」は常時使用する労働者数を、「従事労働者数」は別表に掲げる特定化学物質業 務に常時従事する労働者数をそれぞれ記入すること。
- 10 「特定化学物質業務の種別」の欄は、別表を参照して、該当コードを全て記入し、( ) 内には具体的業務内 容を記入すること。なお、該当コードを記入枠に記入しきれない場合には、報告書を複数枚使用し、2枚目以 降の報告書については、該当コード及び具体的業務内容並びに該当コードごとの従事労働者数等の項目のほか 「労働保険番号」、「健診年月日」及び「事業場の名称」の欄を記入すること。

別 表				ı	
コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容	コード	特定化学物質業務の内容
001	黄りんマツチを試験研究のため製造し、又は使用する業務	213	五酸化パナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	239	酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他のものを含む。)を製造し、又は取り扱う業務
002	ベンジジン及びその塩 (これらの物をその重量の1%を超え て含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う 業務	214	コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	240	1・1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1%を超え て含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う 業務
003	4-アミノジフエニル及びその塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究の ため製造し、又は使用する業務	216	シアン化カリウム(これをその重量の5%を超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	241	インジウム化合物(これをその重量の1%を超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
004	4-ニトロジフエニル及びその塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を試験研究の ため製造し、又は使用する業務	217	シアン化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	242	エチルベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
005	ビス (クロロメチル) エーテル (これをその重量の1%を超 えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り抜 う業務	218	シアン化ナトリウム (これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	243	コパルト又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超 えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱 う業務
006	ベーターナフチルアミン及びその塩(これらの物をその重量 の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務	219	3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	244	1・2 - ジクロロプロパン (これをその重量の1%を超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業 務
007	ペンゼンを含有するゴムのりで、その含有するペンゼンの容 量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5%を超えるも のを試験研究のため製造し、又は使用する業務	220	臭化メチル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤そ の他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	245	クロロホルム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
101	ジクロルベンジジン及びその塩(これらの物をその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又 は取り扱う業務	221	重クロム酸及びその塩 (これらの物をその重量の1%を超え て含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う 業務	246	四塩化炭素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
102	アルフアーナフチルアミン及びその塩 (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、 又は取り扱う業務	222	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)(これらの物を その重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を 製造し、又は取り扱う業務	247	1・4 - ジオキサン (これをその重量の 1 %を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務
103	塩素化ビフエニル (別名PCB) (これをその重量の1%を 超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り 扱う業務	223	トリレンジイソシアネート (これをその重量の1%を超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業 務	248	1・2 - ジクロロエタン(これをその重量の 1 %を超えて含 有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
104	オルトートリジン及びその塩 (これらの物をその重量の1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取 り扱う業務	224	ニツケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	249	ジクロロメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
105	ジアニシジン及びその塩(これらの物をその重量の1%を超 えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱 う業務	225	ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	250	ジメチルー2・2ージクロロビニルホスフェイト(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
106	ベリリウム及びその化合物 (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。合金にあつては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る。)を製造し、又は取り扱う業務	226	バラージメチルアミノアゾベンゼン(これをその重量の1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取 り扱う業務	251	スチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
107	ベンゾトリクロリド (これをその重量の 0.5%を超えて含有 する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	227	バラーニトロクロルベンゼン(これをその重量の5%を超え て含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う 業務	252	1・1・2・2ーテトラクロロエタン (これをその重量の1% を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取 り扱う業務
201	アクリルアミド (これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	228	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	253	テトラクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有 する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
202	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する 製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	229	ベータープロピオラクトン (これをその重量の1%を超えて 含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業 務	254	トリクロロエチレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務
203	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基で あるものに限る。) (これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	230	ベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	255	メチルイソプチルケトン(これをその重量の1%を超えて含 有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
205	エチレンイミン (これをその重量の1%を超えて含有する製 剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	231	ベンタクロルフエノール (別名PCP) 及びそのナトリウム 塩 (これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他 の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	256	ナフタレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤そ の他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
206	塩化ビニル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤そ の他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	232	マゼンタ (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その 他の物を含む。) を製造する事業場において製造し、又は取り 扱う業務	257	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又 は取り扱う業務
207	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の 物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	233	マンガン及びその化合物 (これらの物をその重量の1%を超 えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱 う業務	258	オルトートルイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
208	オーラミン (これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造する事業場において製造し、又は取り扱う業務	234	**。 沃化メチル (これをその重量の1%を超えて含有する製剤そ の他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業務	259	三酸化二アンチモン (これをその重量の 1 %を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
209	オルトーフタロジニトリル (これをその重量の1%を超えて 含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り扱う業 務	235	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その 他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	260	溶接ヒューム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務
210	カドミウム及びその化合物 (これらの物をその重量の1%を 超えて含有する製剤その他の物を含む。) を製造し、又は取り 扱う業務	236	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤 その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務		

ニツケル化合物(ニツケルカルボニルを除き、粉状の物に限

る。)(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)

(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他

を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務

附 則

豆子用

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、 当分の間、 これを取り繕って

使用することができる。